

京都市社会福祉審議会 令和５年度第１回「地域福祉専門分科会」 会議録

日 時：令和５年８月２１日（月） 午前１０時００分から午前１１時３０分まで

場 所：職員会館かもがわ ２階 中会議室（第４・５会議室）

出席委員：安藤いづみ委員、石井祐理子委員、石塚かおる委員、稲川昌実委員、岩崎智加委員、鶴飼泉委員、黒田学委員、源野勝敏委員、静津由子委員、高屋宏章委員、田中均委員、田中滯弥渚委員、中島醇子委員、藤松素子委員、森晃委員

欠席委員：沖豊彦委員、嶋本弘文委員

事務局：藤田地域共生社会担当部長、木下健康長寿企画課長、青木地域共生推進係長、村尾担当係長、浅野係員

１ 開会

【木下健康長寿企画課長】

＜審議会の公開について説明＞

【藤田地域共生社会担当部長】

＜開会挨拶＞

【木下健康長寿企画課長】

＜各委員の紹介（資料１）＞

＜専門分科会の成立について報告＞

本日の出席者は１５名であり、委員総数１７名の過半数を超えているため、京都市社会福祉審議会条例施行規則第１条第３項の規定により、会議が有効に成立していることを確認する。

【藤松分科会長】

＜挨拶＞

それでは、議事を進行させていただく。次第に従い、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の取組状況について、事務局から説明をお願いする。

２ 議事

(1) 次期「京（みやこ）・地域福祉推進指針」骨子（案）

＜資料２に基づき、本市の地域福祉を取り巻く状況について説明＞

＜資料３に基づき、現行指針の取組状況について説明＞

＜資料４～６に基づき、次期指針の概要及び今後のスケジュール等について説明＞

【藤松分科会長】

ただいま事務局から説明いただいた内容についての御意見や御質問等があればお願いしたい。この５年の中ではコロナ禍により地域福祉活動は劇的に変わったと思う。委員の皆様のお取組やご経験も含めて御意見をいただければと思う。また、重層的な支援体制の推進という内容も示されている。皆様の各分野で起こっている課題、次にどのような対応が必要か、どこと結びつくことで重層的な支援が可能になると考えるかなど、御意見を出していただければと思う。

【稲川委員】

コロナ禍で Zoom 等リモートを活用せざるを得ない状態だったが、逆に、孤立されている高齢者がおられることが分かった際に、Zoom を活用してコミュニケーションを取ることができた事例もあった。高齢者に限らず、孤立・孤独対策の取組として、直接、支援者が訪問に行けなくとも、リモートを活用した取組ができるのではないかと感じた。

【静委員】

精神疾患をお持ちの方のご家族の多くは、周囲を気にしてなかなか声を上げることができない。当会では、ひきこもりのつどいや家族会活動を行っている。家族会は障害を持つ子の親の目線になることが多いが、きょうだい、配偶者やヤングケアラーのような子どもの立場など、色々な立場の方がお互いの思いを交わすことが大事だと考えている。

相談を受けるに当たっては、実際の支援を行うのは行政や地域であることから、支援センターや保健福祉センターに相談に行ってもらおうよう、また、どのように相談したらよいかということも含め、当事者家族としての経験も踏まえて伝えている。すぐには支援につながらないこともあり、繰り返し相談に行ってもらおうよう伝えている。コロナ禍では、保健福祉センターがコロナの対応に追われ、支援につながりにくいこともあった。特にひきこもりの方については、家族が相談に行った際に、「状況がわからないので本人に来てほしい」と言われてしまい、当会が調整を行ったこともあった。家族としては、話を聞いてもらいたいということもあるが、どんな支援が受けられるのかという具体的な情報を求めている。連携についての説明があったが、実際にどのような連携で支援を進めておられるのか聞かせてもらいたい。

【事務局】

ひきこもり支援の対象となる方には、精神疾患をお持ちの方や疑いのある方が数多くおられると考えている。本市のひきこもり支援は、本人支援と同様に家族支援も重要と考えて取組を進めている。また、各区役所・支所保健福祉センターは、京都市引きこもり相談窓口と合わせて「ひきこもり地域支援センター」という位置づけとしており、連携して支援を行っている。引き続き、様々な福祉施策と連携しながら、地域の中で、本人が社会と関わりを持てるきっかけを作る支援も展開していきたいと考えている。次期指針にはひきこもり支援についても盛り込む予定である。

【静委員】

各分野でひきこもり支援が行われているが、個々の支援ではつながりにくい。支援をしている団体や行政等が集まって会議をして、支援の流れやどんな連携ができるのかを考える必要があると思う。

【事務局】

おっしゃるとおり、様々な支援機関が集まり、重なり合って支援方針を検討していくことが重要であり、本人の社会参加も考えながら支援することがより重要になってきている。この状況を踏まえ、本日説明させていただいたと認識している。そのような視点をより明確化するため、次期指針では推進項目3を更新し、困難な課題をみんなで受け止めて重層的に支援していくということを京都市として掲げたいと考えている。静委員がおっしゃったような仕組みができるように、引き続き検討したい。

【源野委員】

以前、ひきこもり支援の再構築に当たって、京都市社会福祉審議会に分科会が作られ、自分も委員として参加した。その際にもお話ししたが、地域包括支援センターとしては、地域を単位にいろんな形で結びつきながら支援していく仕組みができてきたと感じている。同じ世帯の中に課題が複数ある場合、地域によっては、包括と障害の相談窓口などが地域の中でお互い連携しながら学びながら支援していくことが進んできている。

ただ、こうした連携が市全体に広がっているわけではないと思う。当法人の中にも児童や障害の施設があるが、大変さは共有できても、日々の業務の中で、一緒に何か取り組むことまでは難しい。重層的支援の推進により、横断的な支援を強化しようということをご説明いただいたが、今後は具体的な仕組みを作ってってもらいたい。ただ、行政だけで仕組みを作ることは難しいと思うので、ひとつの手段であるが、地域の分野ごとの関係機関も含めて議論する場を設けてもらい、それぞれの意見を十分に聞いてもらいたい。それによって、検討に関わった方たちから、積極的に前に進めていこうという協力の輪を広げていけると思う。

【中島委員】

少子化社会の中で、子どもたちの問題についても、大きな課題が山積しています。ぜひ本日は専門の方の御意見を聞きたい。

【石塚委員】

児童養護施設への入所理由の約7～8割が児童虐待となっている中で、児童分野で皆様と共有したいことを2点お伝えできればと思っている。

1点目は、児童虐待の内容が重くなっていることである。まず、親から子への虐待がひどくなっている。親に精神疾患や知的障害があったり、過去に虐待を受けていて虐待の連鎖が起きている等、家庭が私たちの考えられないような状態にある。また、虐待を受けた子どもの起こす問題が重くなっている。SNS等を見ればどの薬は何錠まで大丈夫といった情報がすぐ出てくるなど、子どもたちが死に近くなっている。施設でできるだけケアしていくが、二十歳を迎えると外に出ていく。そうするとまさに地域での支援が必要であり、病院、訪問看護や区役所・支所の障害担当、ヘルパーなどに支えられて何とか地域で生活している。

2点目に、国の方針では、虐待があった場合でもできるだけ家庭で、無理だったら里親、それでも難しい場合に施設と言われている。虐待が重篤化している中で逆行するような話であり、施設であれば警察とのつながりなどもあるが、どうやって子どもを家庭で育てていくのか、特に里親の方々は対応がわからず迷われる。また、児童養護施設は、1つの大きな建物にたくさんの子どもたちがいるような施設がほとんどであるが、地域小規模児童養護施設という地域の一軒家で子ども6人が暮らす形の施設の設置が進められている。京都市内でも10か所ほど出てきていると思われる、今後増えていく可能性がある。そうすると、ある日突然、自宅の隣に地域小規模児童養護施設ができるという可能性もある。引き続き、学校、保育園、医療機関、保健福祉センター、民生委員、児童館など、地域の様々な方に支えられて児童養護の現場も取り組んでいかなければと思っている。

【鵜飼委員】

ヤングケアラーの具体的な定義がわかりにくく現場で混乱が生じているように感じている。何が問題で何を対処していくのかということを具体的にしていく段階がきたのではないかと考えている。

【事務局】

ヤングケアラーは、法令上の定義はないが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」と言われており、学業や友人関係など、その年代で当たり前を経験できることが制限されてしまうおそれがある。しかし、具体的にどこまでをヤングケアラーというのか、負担の重さや感じ方が、人によって異なる。京都市では、これまでから、ヤングケアラーへの支援に取り組んでいる中、子ども家庭支援課において、令和5年度から新たな施策を開始している。その中で、ヤングケアラーの定義や支援の対象者などが、より具体化するのではないかと考えられるので、指針改定に当たっても注視していきたい。

【石塚委員】

全てではないがヤングケアラーの一部は児童虐待であると考えている。

【鵜飼委員】

中京区では、社協と連携して、子どもの居場所の取組を行っている。子ども食堂としてスタートした取組である。6～7年前にこうした取組をされている支援者が一同に集まって意見交換会を行ったことに始まり、今年で4回目になる。最近はいいい意味で「ゲリラ的」な動きが生まれているように感じており、これまでの社会福祉とは異なる動きであると思う。例えば、アートというテーマで子どもたちに集ってもらい、自由に活動してもらおう。空間だけを提供し、何か特別なことするわけではなく見守るなど、今までとは少し違う取組である。そういう動きが増えてきていることを認識し、広く情報を集めながら、支援者ができるだけ横につながる場を提供する活動も大切であると思う。

【安藤委員】

前回は申し上げたように、外国籍の方への支援は、精神疾患、児童虐待、離婚なども含め、多岐にわたっている。そのような支援をしていくには大事な点がある。

1つは、外国籍の方への支援においても「伴走型」がキーワードになっていると思う。ただ、「伴走型」は大切であるが、時間と人手が必要という課題がある。現行指針の成果でも、ひきこもり支援で丁寧な伴走型支援を展開してきたと説明された。様々な支援の場面で「伴走型」が理想だと思うが、全てにおいて手厚くするのは現実的に難しいことは理解しているが、どのようにすれば実現できるかを考えてもらいたい。もう1つは、連携についてである。最近、京都市や府の機関と一緒に支援する機会が私たちの団体でも増えている。そのような連携は支援がやりやすく、心強いと思っているので、今後増えていけばよいと思う。

【高屋委員】

地域の皆様に、「福祉は福利に通ずる」とよく申し上げている。コロナ禍では特に地域の高齢者や子どもたちへの福祉活動が完全にストップしてしまった。特に高齢者が外に出られる機会が本当に減ってしまった。昨年あたりから活動を再開し始め、個々の活動は戻ってきたが、コロナ禍でお年を取られたこと、継続していかなかったことから、活動をしなくても集まりが非常に悪く、高齢者の団体活動は

戻らない状態にある。日頃顔が見える方には見守りができているが、お会いできない方は心配であり、町内会長や民生児童委員のご尽力のもと、様々な取組を行っているものの、福祉マインドの低下を感じる。小さなコミュニティの力が落ちてしまった。何かいいカンフル剤のようなものがないかお知恵をいただきたい。皆様のお顔が見えるようにしていきたいので、よい方法を教えていただきたい。

【藤松分科会長】

そのような観点についても、ぜひ指針に盛り込んでいただきたい。鶴飼委員のお話にあったゲリラ的な取り組みは1つかもしれない。

【岩崎委員】

自分自身は弁護士であり、児童虐待、高齢者分野その他の問題についても関わるきっかけは、事件として受けたときということになる。例えば、子どもの権利では少年事件として関わり、児童虐待についても学び、高齢者の関係では後見人になってその人の背景について学ぶ。個人情報の問題で詳細はお伝えできないが、現在対応している案件が思い浮かぶ。知的障害のある二十歳の方で、背景には児童虐待や施設入所の経験もある。一人暮らしをしているものの様々な背景や環境、本人の資質もあり就労が続かず、サポートしている。補助人として悩みながら支援をしているが、一人で対応できるものではなく、児童相談所の寄り添いチームの支援員と一緒に連携しながら進めている。本日お集まりいただいている委員の皆様方のお力があって、我々弁護士の業務も進められると思っている。重層的支援な支援の推進においても、弁護士会としても支援の輪に加わりたいと思うし、地域の皆様の力がないと我々の仕事もできないと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

【黒田委員】

つながりをどう作っていくかということが根本的な課題であると再確認した。その際に、いくつかポイントがあると思う。1つは領域がどう横断的に結びつくのか。それぞれの領域では、ご本人や家族が地域と結びつくよう活動されているが、そうした領域を超えていく必要がある。例えば高齢者と子どもなどを別々ではなく、家族全体としてどう関わるのか（支援者間の結びつき）、それをもとに地域の近隣の方々とどう関わりを持てるようにするのか（支援者と地域の結びつき）ということが大切である。ただ、一方で個人情報の保護の課題もある。つながろうと思っても連絡先がわからない時代である。法的権利は担保しつつ、どうつながりを作っていくのかということが1つの課題である。

もう1つは、先ほどお話にもあったゲリラ的な取組である。これはまさに地域福祉の出発点であると思う。地域において、この指とまれ式で興味・意欲・関心のある方が集まって、子ども食堂や子どもの居場所等の活動につながり、福祉分野以外で活動する方も集まってみんなで見守っていく。そしてそれが子どもたちにとって素敵な居場所になっている。そのような活動が重要であると思う。先ほど御意見にあったヤングケアラーや虐待、外国籍の方への支援等に関しても、目に見える形で取組をどんどん作っていくこと、相互につながっていくのではないかな。

ただ、ひきこもりや、そういった地域の課題や活動に無関心な方もいらっしゃる中で、どう巻き込めるか、きっかけをどう作るかということが次の大事な点である。情報として伝えること、面白いことをやっているので行ってみませんかと気楽に参加できることも重要。

また、障害のあるお子さんなどの課題については、文科省レベルで取組がもっと進んでほしいと思っている。少子化だからこそ子ども一人ひとりに寄り添って丁寧に対応できるはずなのに、大きな枠組みが整っていないことで、それが現実としてはできていないことが、各自治体や先生方の悩みであ

り、何よりも子どもたちが大変な状況になっていると感じる。

【藤松分科会長】

ありがとうございました。予定していた議事については全て終了した。

本日の内容については、発言のあった委員のお名前を含め、議事録として、京都市のホームページに公開させていただくが、御異議ないか。

— 異議なし —

【藤松分科会長】

異議がないので、議事録の作成については、今申し上げたとおりとする。

それでは、進行を事務局へお返しする。

3 閉会

【藤田地域共生社会担当部長】

藤松分科会長ありがとうございました。本日は指針の改定、また地域福祉や重層的な支援体制の推進に当たり、貴重な御意見、専門的な御意見や日々の活動の中での思いなど、幅広く様々な御意見をいただいた。

御意見いただいたように、行政だけで進めるものではなく、地域住民の皆様、本日お越しいただいている関係団体の皆様と一緒に進めていくことが重要だと考えている。関係機関と行政、関係機関同士の横のつながりの観点も重要であり、今回の指針改定に当たって、そうした観点を大切にしながら検討を進めていく。引き続きよろしくお願いする。

【木下健康長寿企画課長】

次回の分科会は、11月頃を予定している。引き続きよろしくお願いする。

以上をもって、京都市社会福祉審議会 令和5年度第1回「地域福祉専門分科会」を終了する。本日は御参加いただき、ありがとうございました。